

岩手県告示第382号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年4月23日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 伊藤塗装店
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町山口30地割30番地1
 - ウ 代表者の氏名 伊藤福見
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第5261号
 - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年3月31日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年4月21日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社創建
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市津志田町二丁目16番28号
 - ウ 代表者の氏名 小松平大治
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第7449号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年4月2日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成26年4月14日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 福沢建設
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市田鎖第9地割23番地1
 - ウ 代表者の氏名 福沢善一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第8814号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及び建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年3月27日付けで土木工事業及び建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成26年4月30日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 電熱機器
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区太日通り二丁目6番10号
 - ウ 代表者の氏名 鈴木寿昭
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第9950号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年4月24日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成26年4月21日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社クロサワランデック

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市南仙北一丁目15番12号

ウ 代表者の氏名 築田満

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-22)第7311号

(3) 処分の内容 土木工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成26年4月7日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。